

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 長寿推進課
委託業務番号	令和4年度 長長第57号
委託業務名称	長浜市日常生活支援活動車両整備事業業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	高齢者の日常的な生活に関わる移動外出支援活動を行う住民主体のボランティア団体を対象として、本委託業務で整備した車両を貸出するための業務を遂行する。
履行期間	令和4年4月1日 から 令和4年10月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	583,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市湖北町速水2745番地 [商号又は名称] 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
契約相手方の選定理由	高齢者の日常的な生活に関わる移動外出支援活動として取り組む日常生活支援活動車両整備事業委託を、長浜市社会福祉協議会が取り組んでいる地域での支え合い促進のための事業と協力して取り組むことにより、車両貸出を希望している住民主体のボランティア団体との連携が図れ、より効果的な事業の実施が期待できるため委託先として選定する。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>